

# ザ・ひとりおやかた

THE HITORIOYAKATA

No.6 2024.2.15

かわちの一人親方労災保険組合  
〒577-0012 東大阪市長田東 2-1-31-301  
T)06-6785-7133 F)06-6785-7133

## 年度更新・総会カレンダー

|   |  |
|---|--|
| 1 | ① 更新(変更)希望確認<br>「更新(変更)希望確認書」をこのニュースと同時に届けます。<br><u>3月8日(金)</u> までに回答ください。 |
| 2 | ② 会費徴収<br>更新(変更)希望の方は来年度の会費・労働保険料を <u>3月15日(金)</u> までに納付して下さい。             |
| 3 | ③ 加入者証交付<br>会費・労働保険料を納入されたら、 <u>3月中</u> に加入者証をお届けします。                      |
| 3 | ④ 総会議案発表・委任状送付<br>加入者証と同時に届けます。  |
| 4 | ⑤ 委任状提出<br>総会の1週間前までに委任状を提出してください。   |
| 5 | ⑥ 第3回総会開催<br><u>5月16日(木) 17:00~〈予定〉</u><br>かわちの社労士事務所にて                    |

# 労災事故は「防止が一番」

## でも、もし起こってしまったら...



- ① 病院で「労災事故」と伝えれば医療費はかからない  
◆労災指定病院でない場合は領収書をもって、後で労働基準監督署に申請する
- ② 社労士に電話する 連絡先は「加入者証」を見る  
◆自分で電話できなくても「加入者証」を持っていればOK
- ③ 社労士に伝えること  
①事故の様子を5W1Hで  
◆だれが、いつ、どこで、なにを、なぜ、どのように  
②病院名・所在地(市町村名くらいでよい)  
③ケガの名前(だいたいよい)  
④転院するかどうか(手術・通院のためなど)  
⑤休業する期間(だいたいよい)
- ④ 社労士がすること  
①治療費の請求(最初の病院、転院後の病院)  
②休業補償の請求(労働基準監督署)  
③第三者災害の届出(労働基準監督署)  
◇重機との接触など、相手方のいる事故の場合

### ◇今年度の労災事故◇

昨年4月以降、次の様な労災事故の保険請求をおこないました。

(※実際に起こった事故をモデルにしたフィクションです)

- 転倒 (休業10日)  
屋内で解体作業中、脚立から降りるときに、置いてあった木材を踏みつけたため、左足首をねん挫した。
- 熱中症 (休業5日)  
猛暑日の午前中、炎天下に作業をしていて、気分が悪くなった。夜に体調が悪化したため、救急車を呼び、5日間入院した。
- 転落 (休業80日)  
埋立地の斜面で草刈りをしているときに足を滑らせ、落下した。左足首の骨折で整形外科~整骨院に通院した。

## 会費・労働保険料 料金表

### (I) かわちの一人親方労災保険組合会費

年間12,000円

年度途中の加入は1月当り1,000円

### (II) 労働保険料 ※法律で定められています。

①希望額を選べます

②年度途中の加入は1月当り下記の12分の1

③年260日働くとして

※労災保険料率が18/1000から17/1000に下がりました。

| 給付基礎日額（休業補償額）    | 年間保険料    |
|------------------|----------|
| 3,500円（2,800円）   | 21,709円  |
| 4,000円（3,200円）   | 24,820円  |
| 5,000円（4,000円）   | 31,025円  |
| 6,000円（4,800円）   | 37,230円  |
| 7,000円（5,600円）   | 43,435円  |
| 8,000円（6,400円）   | 49,640円  |
| 9,000円（7,200円）   | 55,845円  |
| 10,000円（8,000円）  | 62,050円  |
| 12,000円（9,600円）  | 74,460円  |
| 14,000円（11,200円） | 86,870円  |
| 16,000円（12,800円） | 99,280円  |
| 18,000円（14,600円） | 111,690円 |
| 20,000円（16,000円） | 124,100円 |
| 22,000円（17,200円） | 136,510円 |
| 24,000円（19,200円） | 148,920円 |
| 25,000円（20,000円） | 155,125円 |

### ひとこと

ふたつ いいこと がある特別加入

2.15というわけで、2月15日に第6号発刊です。  
ホームページにはバックナンバーもアップしています。

URL: <https://kawachino.org>

## 「一人親方なら気になる」ニュース問答【2】

### 「フリーランス新法」で どうなる？ 一人親方

**一人親方** このごろ「フリーランス」という言葉をよく聞きますが、われわれ一人親方と関係ありますか。

**社労士** 「フリーランス」は大門未知子（ドクターX）だけではありません。大まかに言うと「業務委託で働く人」なので、一人親方も含まれます。他にも劇（楽）団員、クルマ持ち込み運転手、美容師、ホスト・ホステス、コンビニ店主、ウーバー・イーツ配達員など様々あります。

**一人親方** それなら、ほくもフリーランスの「職人X」と名乗ることにします。

**社労士** 昨年4月に「フリーランス新法」（特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律）ができました。

**一人親方** それってヤバくないですか？違反すると捕まって罰金とか。

**社労士** 「道交法違反」とは全然違うので。この法律の目的は①取引の適正化②就業環境整備なので、フリーランスを保護するものです。労働基準法などの労働法は雇用されている労働者しか対象にしていないので、対象範囲を広げる意味があります。

**一人親方** それならラッキーですね。無理な発注や「やりなおし」などで困ったことがあります。

**社労士** 気になることがあれば、トラブルになる前に気軽に相談してください。私も開業している「社労士X」なので。

## よくある？ 質問コーナー(FAQ)

### Q1. 特別加入の「ふたつのいいこと」とは

**A1. ①現場に入場するために必要な「通行手形」  
②労災事故にあったときの補償（病院代・休業補償など）**

### Q2. 給付基礎日額（休業補償額）とは

**A2. ケガで休む時の補償額をあらかじめ選ぶもの**